

## 〔別 紙〕

## 様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和4年5月 1日 至 令和5年4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 しみず歯科医院 ✓  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県下松市美里町三丁目9番6号 ✓  
 (3) 設立登記年月日 平成 23年 8月 19日 ✓  
 (4) 設立認可年月日 平成 23年 8月 9日 ✓

## 2 事業の概要

## (1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	しみず歯科医院	山口県下松市美里町三丁目9番6号	なし

## (2) 附帯業務

なし

## (3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年 6月 27日 令和3年度決算の決定 ✓

## 様式2

法人名 医療法人 しみず歯科医院 ✓  
 所在地 下松市美里町三丁目9番6号

※医療法人整理番号

## 財産目録

(令和5年 4月30日現在)

1. 資産額	184,177 千円 ✓
2. 負債額	15,666 千円 ✓
3. 純資産額	168,511 千円 ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	122,795 ✓
B 固定資産	61,225 ✓
C 繰延資産	157 ✓
D 資産合計 (A+B+C)	184,177 ✓
E 負債合計	15,666 ✓
F 純資産 (D-E)	168,511 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-2

法人名 医療法人 しみず歯科医院 ✓  
 所在地 下松市美里町3丁目9番6号

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表 ✓

(令和5年 4月30日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 122,795	I 流動負債	- 10,093
II 固定資産	✓ 61,225	II 固定負債	✓ 5,573
1 有形固定資産	- 18,631	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	- 150	負債合計	✓ 15,666
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	✓ 42,444 (0)	純資産の部	
III 繰延資産	✓ 157	I 基本金	✓ 6,000
		II 積立金 (うち代替基金)	✓ 162,511 (0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	✓ 168,511
資産合計	✓ 184,177	負債・純資産合計	✓ 184,177

## 様式4-2

法人名 医療法人 しみず歯科医院 ✓  
 所在地 下松市美里町3丁目9番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 ✓  
 (自 令和4年 5月 1日 至 令和5年 4月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	102,983 ✓
2 事 業 費 用	70,462 ✓
事 業 利 益	32,521 ✓
II 事 業 外 収 益	2,232 ✓
III 事 業 外 費 用	121 ✓
經 常 利 益	34,632 ✓
IV 特 別 利 益	8,172 ✓
税 引 前 当 期 純 利 益	42,804 ✓
法 人 税 等	11,504 ✓
当 期 純 利 益	31,300 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 しみず歯科医院

理事長 清水 久義 殿

私は、医療法人しみず歯科医院の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月27日

医療法人 しみず歯科医院  
監事 藤中 秀幸